

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
<p>（投資法人の現況に関する事項） 第七十三条 前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。 「一〇二十二 略」 二十三 資産運用会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。）、小規模不動産特定共同事業者（同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者をいう。）又は適格特例投資家限定事業者（同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者をいう。）である当該資産運用会社との間の取引の状況 「二十四〇二十六 略」</p>	<p>（投資法人の現況に関する事項） 第七十三条 前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。 「一〇二十二 同上」 二十三 資産運用会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。）である当該資産運用会社との間の取引の状況 「二十四〇二十六 同上」</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>		